

個人 6

受 令和 3年 2月 24日
付 (午前)・午後 9時 07分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 3年 2月 24日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 市原 誠二

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 3月定例会において別紙
のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>2</u>	景観に配慮した「まちづくり」について
要 旨	<p>私たちが未来を担う子どもたちに残さなければいけないものには、自由、平等、平和な社会、教育が受けられる環境など数々ありますが、生まれ育った美しい故郷の風景や景観を引き継ぎ、さらに発展させていくことも大切な要素だと考えます。平成16年12月から施行されている景観法。景観法は、美しく風格のある国土の形成を総合的に実現することを目指した法律で、主な実施主体は、都道府県や各市町村となっております。</p> <p>そこで以下の2点について答弁を求めます。</p> <p>(1) 現状の尾張旭市都市景観基本計画について</p> <p>(2) 景観に配慮した「まちづくり」について</p>

申し合わせ事項に留意する。